令和７年度６月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和７年　６月２３日（月）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１１名（欠席２名）

１　三上　孝行	２　沖田　　浩		４　服部　耕二
５　種　　克也		７　椿　　徹	８　片岡　里美
９　植田　眞二	10　松﨑　寿昌	11　宮本　　武	12　大石　幹夫
13　高木　敏彦			

出席推進委員　１０名（欠席６名）

	２　服部　鉄也	３　高橋　道明	
５　沼田　高志	６　田中　昭文	７　川本　雅雄	８　東　　廣司
	10　三上　好文		13　三田　　誠
13　上田　義憲			16　和田　清文

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第４号　農地法第２条の規定する農地でない土地の証明について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について
- 報告第２号　畑地化促進事業実施予定農地の確認について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議　長	少し早いですけども、第3回の農業委員会総会を始めていきたいと思います。軽く挨拶ってことですけど。なかなか梅雨に入ったっていっても、まとまったような雨も降ってなかって、畑とか農作物のほうにてぎれいええ、影響はなかったんですけど、まあ今日、今週入ってから、ちょっとだんだん梅雨らしくなって田んぼにしても、なかなか今度は若干、元気になる感じで良かったんじゃないかなと思いますが。まあ。それにしても、暑いので体の方は気をつけていただいて、最後の方続けていただきたいと思います。 本日の欠席者ですけど。3番の荒木委員さん。と、6番の服部委員さんの方から欠席届出がでております。2番の議事録署名委員の指名で、4番の服部委員さんから、5番種委員さん。お願いします。それでは、3番の議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。今月は6件上程されております。事務局の方で読み上げをお願い致します。
事務局	はい。それでは、読み上げをします。申請番号073-6。農地の所在が下田所××-×。登記地目が田。面積が275㎡。同じく下田所××-×。登記地目が田。面積が974㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は、○○○○さん。譲受人は、●●●●さんです。 続きまして、申請番号073-7。農地の所在が、下口羽××-×。登記地目が畑。面積が358㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん。譲受人は、■■■■さんです。 続きまして、申請番号073-8。農地の所在が高見××-×。登記地目が田。面積が606㎡。同じく、高見××-×。登記地目が田。面積が1766㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。 続きまして、申請番号073-9。農地の所在は矢上××-×。登記地目が田。面積が393㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が2344㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が124㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が1699㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が1086㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が687㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が2750㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が33㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇さん。譲受人は◆◆◆◆さんです。 続きまして、申請番号073-10。農地の所在が和田××-×。登記地目が畑。面積が64㎡。同じく、和田××-×。登記地目が畑。面積が43㎡。同じく、和田××。登記地目が田。面積が743㎡。同じく、和田××。登記地目が田。面積が798㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆さん。譲受人は★★★★さんです。 続きまして、申請番号073-11。農地の所在は中野××-×。登記地目が畑。面積が182㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。面積が235㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。面積が42㎡。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽さん。譲受人は▼▼▼▼さんです。以上、6件です。

議　長	はい。ありがとうございました。事務局の方に読み上げをしていただきました。審議の方に入っていきたいと思いますが。073-6 の件に関しまして。服部信彦委員さんは欠席ですので。事務局の方で説明。いいですか？お願いします。
事務局	はい。申請番号 073-6 ですが、事務局から説明をさせていただきます。場所になりますが。資料の 3 ページをご覧下さい。左側のゼンリンの地図ですが。地図の右上から左下にかけて真ん中を通っている道路が国道の 261 号。右側が瑞穂支所、産直等のあるほうで。左側が広島方面になっております。申請地ですが、ちょうど地図にも載っておりますが、＃＃＃＃さんの川向こう。辺りにありまして、農地に向けていくのはですね。この先に、ケーキ屋さんの＄＄＄がありまして、そこから橋を渡って川を渡って行く方法と、旧道の方を行っていただいて、ちょうど中組住宅とか住宅があるんですけれども。そこから、ちょっと川の方向に入っていた所になります。この〇〇さんなんですが。農地、こちらにありまして。ちょっと、管理の方が、もう県外に出られとられまして。ちょっと出来てなかったような状況だったそうです。そこで、●●さんが、農地を探しておられたような状況でして。よくある、空き家と一緒に農地をというのではなく。先に、農地の方をですね。話をされて、ここが空いているっていう事で、●●さん話を受けて農地の方をまず、買うっというような話をされておられました。が、この〇〇さんの方からですね。家も、宅地の部分も一緒に買ってほしいというような話があって、この地図の方で、ちょうどこの農地の側に四角建物が見えるんですけれども。ここが宅地部分になっておりまして。この宅地も引き受けてくれるという事であれば、農地の方譲りますというような話を受けて、●●さん。住所見ていただくとですね、下田所でこの付近に住んでおられるんですけれども、この宅地も買われて、ここに新たに家を建てられて、この農地の方で農業の方もされるというような、お話だったそうです。農業委員の服部委員さん 18 日ですね。本人から、本人と面会もしておりまして、こちらの方では、野菜と果樹をされる予定と。結構、面積が広いですが。この方、トラクターとかはですね。持っておられないという事で、耕運機とか草刈り機は持っておられるんですが。近隣の方にも、ここ、今から管理していきますという話をされておってですね。トラクターを一応、借りる算段にしておられるという事でした。この方、町の研修制度を利用して、県外から来られた方でして。ちょっと、今は訳あって途中で辞められたんですが。一応、研修制度の方で、その農業についての簡単な基礎知識みたいなものは、身につけておられるというような話でした。チェックシート等見させていただんですが、特に問題ないと、こちらの事務局も判断しております。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。沼田委員さん、先に説明していただければ良かったんですが。何か、あと他に補足したり付け加える事がございますでしょうか？
推 5 番	ありません。
議　長	はい。ありがとうございました。 先ほど説明していただきましたけど。この件に関しまして、ご意見ご質問等

	がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 はい。10 番、松﨑委員さん。
１０番	はい、すみません。この●●さんという渡人は、何を作られるかまでは分からないと思うんですけど。この、お父さんとお母さんが施設に入所中で、でもし、作物をなんか他に費用がかかるような時には、手伝ってもらえるような雰囲気なんだろうか？彼女一人でやるつもりでおるんだろうか？
事務局	はい。ちょっと、その、ご家族の話は、本人さんからの聞き取りだと、ちょっと出てはこなかったです。一応、申請とか色んな事をされるにあたっては、もう、この方お一人で、一応やられるというようなお気持ちであるとの事でした。
１０番	おそらく、渡人にとって彼女は続くのは難しいんじゃないかいうようなですけど。反対する理由はないんですが。あの、慎重に、あと、フォローしとかんとのような気がしますんで。その点、付け加えておきます。
事務局	はい。ありがとうございます。あの、集落の方とも、一応話をされておっですね。ちょうど、中山間とかの、農地水の切り替わりの年ですので。そういった関係もございまして、ちょっと継続していくってことで、周辺の方とも話をされておるので、こちらも、注意しながら事情はこちらも分かりますので。今後、ちょっと気をつけてみてはいきたいと思っております。
議長	はい。他に、ございますでしょうか？ (意見質問なし)
議　長	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-6 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議　長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。次の案件が、私の案件ですので。議長の方を、代理を沖田代理の方と代わって進めて行きたいと思います。 ～議長交代～
(代理)	はい。失礼します。次の案件が、会長の案件ですので、代わって私が進行させていただきます。 073-7 番の案件を、会長。すみません。説明をお願いします。
会　長	はい。すみません。073-7 の件に関しまして、説明の方をしていきたいと思います。この件は、昨日。高橋推進委員さんと一緒に現場の方を確認しております。面談の方は、当日、関係者の実際の関係者方が不在という事で。電話の方で、前日、聞いとります。場所の方ですけど。4 ページの地図で見てもらいますと、左の上側に三差路があって、役場の羽須美支所辺りになるんですけど。それから、川角、山の方に向けて、およそ 100ｍぐらい上がった所。口羽小学校より先の辺りの山のすえにある土地でした。申請人と渡人のちょっと関係をいっときます。受け渡し人の方が、もうお母さんの方が、施設に入られまして。ちょっと、今こちらに。そのような感じでして。渡人の△△△△さんの方が、神奈川の方にございまして。もう受け人の息子さんにあたる方に、家の方を買っ

	てもらえんだろうかという話があって。この家と一緒に、この申請地である温室のほうにあったということです。農地の方は、現在、草等は生えとりますけど、草刈り等の管理はされておるので、あんまり大きな草とか木もなく、ない状態でした。受け人の▲▲▲▲さん。亡くなっとりますが、実質91歳ということで、草の管理の方は息子さんの＊＊さんという方が、実際の管理をされるそうで、色んな話を聞いとります。チェックシートに照らし合わせても、管理をされるという事で問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
(代理)	はい。ありがとうございました。推進委員の高橋さん。お見えでしょうか？すみません。不足等がありしたら、よろしくお願いします。
推3番	問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
(代理)	はい。分かりました。今、会長の方から説明がありましたが、審議に入りたいと思います。ご意見ご質問等がございましたら挙手の上お願い致します。 ありませんでしょうか？ (意見質問なし)
(代理)	ないようですので、採決に入りたいと思います。委員の皆さんで、許可相当と認められる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
(代理)	はい。ありがとうございました。全員、許可相当と認められましたんで。これで、終わります。はい。これで、また、会長とまた交代します。ありがとうございました。 ～議長交代～
議　長	はい。続きまして、申請番号073-8の件に関しまして、椿委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
7　番	それでは、申請番号073-8。□□□□さんから、■■■■さんへの農地の譲渡所有権についてでございます。申請地は、瑞穂地域、高原地区。高見町集落になります。地図をもってください。主要地方道仁摩邑南線から見て、高見川を挟んで向かい側。￥￥￥の近くにあります。地図の下の方に＠＠＠ってあるのが、譲渡受け人の■■■■さんのお家です。申請地と位置関係はこのようになります。譲渡人の■■■■さんはJAを今年の5月に退職されとりましたが。退職後。定年退職後、社協のバスの運転手などをされながら、農業をされとりました。高齢になられまして、自宅の前ぐらいの範囲ぐらいで、まずは不縮小したいなということで、考えられております。譲渡受け人の■■■■さん。最近まで広島に住んでおられました。お父さんは健在の頃から、ハウスの野菜など、野菜をたびに植え替えられて、お父さんを中心に家族一緒に耕作されていました。現在は、定年退職をされてこちらに住んでおられます。申請地は、状態にとっては、大変状態が悪く。また■■さんには、こっからの、去年の暮れからの□□さんが■■さんに譲渡の申込をされ、■■さんがこれを受けられ、今回の申請になりました。今年の申請地の作付けは、今年から■■さんによって行われとります。チェックシートに照らし合わせ、問題ないと思いますが。よろしくご審議ください。以上です。

議　長	はい。ありがとうございました。冨永推進委員さんは？
7　番	今日は、欠席です。
議　長	はい。先ほど、説明をしていただきました。073-8 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 ございませんか？ （意見質問なし）
議　長	ないようなので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-8 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-9 の件に関しまして、植田委員さん。現地での調査及び聞き取りの調査、説明をお願い致します。
9　番	はい。それでは、説明をいたします。申請番号 073-9 について、ご説明をさせていただきます。今回の件について、無償での所有権移転ということになります。6 ページの地図をご覧下さい。まだ、この地図上での番地はふってございませんが、地籍が未了の為でございます。場所につきましては、この左側。申請地の左側を、ずっと縦下走っている道路の関係で上に行きますと。石見中央線にあたります。そのあたった先には、元※※クリニックの病院がある位置関係になります。反対に、この道路。下にずっと下って行きますと、農道の南線にあたるような位置関係でございます。経緯につきましては、現在の所有の◇◇さんは、22 年前にこの実家に戻られまして。伝作、米作りをずっと帰って長年耕作されておりましたが。先々を思うと、聞くところに。子供さん、2 人おいでになるとお聞きしましが、こっちに田舎に帰って来る気もなく。農地だけ残っても、やれないという事で、今回農地の処分をずっと考えておられたそうでございます。今回、知人の方から、紹介をいただいて今回の申請に至るわけなんですが。農業の拡大規模の方がたまたまおられまして、その方が今回引受けされる◆◆さんという方でございますが、そういう関係もあって契約に至りました。◆◆さんも住所は同集落ではございませんが、石見中央線を挟んで隣の集落ですので近隣でもある事もあり、耕作いうても可能であると聞いております。また、一部農機具も◇◇さんがお持ちの農機具を使ってもいいという契約も、契約というか話もしてあるという事ですので。トラクター、田植機、草刈り機等は持って来ずに、それを使ってくれえというような話になってあります。地図上で、まだ、ここの真ん中に四角囲ってございますけども、それは農業用の乾燥機、施設。調整施設という、ちっさな建物がありますけども。農業用ですので、問題なく農地と一緒に売買可能であろうと思っております。6 月 13 日に三田推進委員と所有者である◇◇さん。また、この◎◎行政書士さん。らの同伴の上で、この内容につきましてチェックリストに照らしながら、現地確認及び現地確認をしまして、問題ないんじゃないかと思っております。もう既に、今年より◆◆さんが、その田んぼ圃場については、もう作付けをして管理されておりますので。今後、荒廃する事も考えられませんので、申請通り承認した

	いと思います。審議の方、よろしくお願いを致します。
議長	はい。ありがとうございました。三田推進委員さん、他に補足、付け加えたりする事がございますか？
推12番	特にありません。よろしくお願い致します。
議長	はい。ありがとうございます。それでは、先ほど説明していただきました。073-9の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願いいたします。
会　長	はい。沖田委員さん。
2　番	先ほど、植田委員さんから説明があって。ここで、8筆載ってるんですが。◇◇さんの持分が、全部で9499で。その後8筆の中に入って、少しほど残るんですけど。それは、なんか考えがあるんでしょうか？
9　番	はい。あと2筆、3筆ございますが。あの、それは◇◇さんの自宅の近くでございまして、家庭菜園。野菜を作ったり、場所。1筆については、ちょうど除雪の関係で雪を捨て場所等も考えとかにゃあ、ちょっと道路にも出されませんし。というような事から、この2筆、3筆ほど残してあとは処分をしたいというような考えをお持ちでございます。
2　番	はい。分かりました。
議　長	他に、ございますでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号073-9の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、申請番号073-10の件に関して、椿委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願いいたします。
7　番	申請番号073-10。☆☆☆☆さんから、★★★★さんへの農地の譲渡申請についてでございます。申請場所は、瑞穂地域。高原地区。流田集落にあります。譲渡人の☆☆☆☆さんは、現在福岡県に住んでいらっしゃいます。☆☆さんのお父さんは、インテリア担当。という、あの室内上質のお仕事をされていたんですけども、若くしてお亡くなりになられました。☆☆さんが若くして、20代の前半いうことらしいんですけど。家屋、農地等を相続され、叔父さんに相談されましたところ、町の空き家バンクいうところに登録されました。譲渡受け人の★★さんは瑞穂中学校の先生をされております。空き家バンクに登録されていたのを☆☆さんの所有の家屋を求められて、農地付という事で今回の申請になりました。農地の使い道としては、家庭菜園として取り組むという事でした。農業委員の許可が得られるまではと、草刈りは控えておられました。許可が出てからの当分の間は一人。草刈りから頑張るつもりだという事です。★★先生は、単身で現在、既に住んでおられまして、近所の人とのお付き合いもされとります。13日。★★さんにお会いできませんでしたけども、推進の東さんと現地確認をしております。そして、18日に面談をしております。以上でござ

	います。
議　長	はい。ありがとうございました。東推進委員さん、他に何か付け加えたりするような事がございまさいたら。
推８番	申し上げることはありません。審議の方、よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど、説明していただきました。073-10の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
９　番	はい。
議　長	はい。植田委員さん。
９　番	すみません。先ほど、あの★★さん。先生と言われましたよね。
７　番	はい。
９　番	そうすると、この先生はこの町内の出身の方でございますでしょうか？
７　番	ええっとね。出身は、大野町と言われました。
？？？	広島？
１０番	広島だあ。
７　番	近かったで、ただ大野町いう事で、自分としては、今の流田集落と広域的には変わらない所だそうでございます。
９番	いや。単身で、こっちに来られとるいう事は、そういうふうに、農地なり購入れたことによって勤続的な耕作。今は、まあ、草刈り等で家庭菜園をされとるいう事でございますが。今後については、可能性は若干薄いんではないかと思いますが。いかがでございましょうか？
７　番	はい。それのところで、ちょっと気にはなったんですけども。奥さんが、もう教師をされているみたいで、一緒にこっちで家の畑とかああいうのされとりましたんで。こっちで、聞くのも聞き苦しかったんですが。管理、家庭菜園を作るいうような事をおっしゃってますんで。本当ですか？いうような事を言われませんで。あれなんですけども。でも、しっかりした、ちょっと。わし的には広いようなんですけども。隣の人、近所とか。それと、果樹なんかを栽培される等のする主張も越えながら、連絡取り合ってみたいなという事はおっしゃってました。
９　番	はい。分かりました。
議　長	他にございますでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	ないようです・・。
２　番	ちょっと、すみません。
議　長	はい。
２　番	椿委員さん。この★★さんは、年齢的にはいくらぐらいの方ですかいね？
７　番	教頭さんですので、随分、もう定年近いんじゃないかと思いますが・・。
２　番	はあ、そうですかあ。
７　番	すみませんでした。
２　番	ほいじゃあ。年齢的にもう定年間近という事は、家まで買われたいう事は、

	こちらにもう永住されると考えていいんですか？
7　番	自分も、空き家バンクに登録されてそれを求めることに関しては、そういうことの確約があるかどうかっていうことも分かりませんが、どうなんでしょうかね？
事務局	空き家バンクのその確約のところはですね。本人さん同士のお話で決まってますんで。例えばですけれども。店舗で利用したい方もおられれば、普通に居住する方もおられると思いますし。何年以上は必ず持って下さいっていうような条件とか、ちょっとそこらへんは、その出す人との条件がまちまちですんで。ちょっと、そこについてはこちら分からないです。ただ、まああの、お話聞くに。この方 50 代半ばぐらいの方で。ここに住まれるという事で、まあ、ちょっと管理は、家のすぐ後ろが農地なので。ほっとくわけにも多分いかないような状況ですし。管理はされるっていう事で、はまあ聞いてはおります。はい。
2　番	はい。分かりました。いや、若い方だと、島根県内も多分転勤があった場合に農地の管理がなかなか難しいかなっと思ったんですけど。まあ、定年前だとそういう可能性もないかなあ。はい。分かりました。
議　長	他にございますでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-10 のに関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-11 の件に関して。服部耕二委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
4　番	はい。失礼します。073-11 の有償の所有権移転の説明をします。渡人が▽▽▽▽さん。受け人が▼▼▼▼さんでございます。16 日に、上田委員と現地確認と聞き取りをしてまいりました。8 ページの地図をご覧下さい。場所は、左上から右下へ下りてるのが、浜作線でございまして。左側のちょうど、この切れた所に JA の＃＃センターがございます。それで、右下の出たところが、石見東小学校にあたります。××変則の三差路で、その左下へ下りると矢上方面に行きます。その橋の所に、中央。現在の道と 2 つありますが。その道に挟まった場所でございます。この、▽▽さんは、もう帰る気がなくて。この農地と一緒に、ある住宅地、その他もろもろを処分したいという事で。▼▼さんは、若干家庭菜園をしたいという事で、農地付の家を探しておられました。それで、ある仲介者を通して、購入。取得にいたった事．でございます。現在、▼▼▼▼さんの住所は、現住所は中野××番地になっていますが。現在、彼は、広島の方に、財務、その他もろもろの生前からおられます。ここの、▽▽さん宅が今、入っておられるのは、▼▼▼▼さんのお母さんにあたる方でございます。この、お母さんは、この石見地域出身でございまして。お兄さんも、現在石見地域でございます。お兄さんは、田んぼと野菜と、そういったもろもろを耕作しておられます。現在、この畑と田んぼは、整備をされつつあります。お兄さんの手を

	借りて。いくいくは、ここにここで野菜を作りたいということだそうです。チェックシートに照らし合わせましても、なんだ、問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。上田推進委員さん。何か、補足で付け加える事ありますか？
推 13 番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、先ほど、説明していただきました 073-11 の件に関して審議の方に入っていきたいと思いますけど。この件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 ございませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-11 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について。今月は 1 件上程されています。事務局の方、読み上げをお願い致します。
事務局	はい。申請番号 074-3。農地の所在は、中野××-×。登記地目が畑。面積が 70 ㎡。申請人は▽▽▽▽さんです。所要面積ですが、土地造成が 70 ㎡。倉庫が内 23 ㎡です。転用の理由ですが、自家用車用の車庫を建設したです。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書によるより、こちら許可できるものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上、１件です。
議　長	はい､ありがとうございます｡それでは審議の方に入っていきたいと思います。申請番号 074-3 の説明に入って頂きたいと思います。074-3 の件に関して、服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
４　番	074-3 番について、ご説明いたします。16 日に、推進委員の上田さんと、現地確認と面談を希望しましたが、本人さんが神奈川の方に住んでおられまして。＄＄さん。＄＄司法書士さんと話をさせていただきました。現場は、もう物も建ってるんで。これの、ちょうど今、▼▼さんが買われた土地の中にそれも含まれておりまして。これを変更やら、相続し直すときに、まだ私になっておったということで、改めてを申請されたそうです。本人さん同士の話の中で▽▽さんの方で、まず地目変更をしてくださいという話があったそうで、こういうことになりました。ただ、あっこの家が。車庫がもう 30 年、40 年ぐらい前に作くられたもんですんで。その本人さんも､本当。▽▽さんも本当、分からんと思いますが。そういうふうな話でございましたので。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。上田推進委員さん。何か、説明したり補足がございましたらお願いします。
推 13 番	ありません。よろしくお願いします。

議　長	はい。ありがとうございます。では、先ほど説明していただきました、074-3の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 ございませんか？ （意見質問なし）
議長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号074-3の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について。今月は1件ございます。事務局の方で読み上げをお願い致します。
事務局	はい。申請番号が075-5です。農地の所在は布施××。登記地目が畑、面積が39㎡。同じく、農地の所在は布施××。登記地目が畑、面積が135㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は●●●●さんです。転用の目的ですが。農家住宅、それから納屋となっております。所要面積ですが、土地造成が174㎡。平屋が99.17㎡。酪農舎49.58㎡。納屋が16.52㎡です。この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。農地法第5条第2項ただし書きにより、許可できるものと判断しております。こちら追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上、1件です。
議　長	はい。ありがとうございました。事務局の方より、読み上げていただきました。この申請番号075-5の件に関しまして。松﨑委員さん。現地での調査及び説明の方を。聞き取りの説明をお願い致します。
１０番	はい。それでは説明いたします。075-5に関連しまして説明をします。この案件は前回の、農業員会でも相続へついて中で、たまたま事務手続き上、この家があったところが畑だったのが、この時点でわかって、事務を進める上で出てきた案件です。本人さんとは、もう現地では確認をせずに電話だけで話をさせていただきました。離れだった方も、いつだった分からん建物なんで、おそらく布施村時代か、瑞穂町時代のぐらいの建物なんで。建設年号も分からず。私も、あの、ものごころついた頃××にあたるんで、遊びに行っていた覚えがありますが。60数年前には、もう、この現状になっとると思いますんで。事務上必要な申請なんで。チェックリスト照らし合わせても、何の問題ないと思われますんで。ご審議の方、よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。三上推進委員さん。何か付け加えたり・・。
推10番	あの、別にありませんけども。松﨑委員さんの方から、連絡いただきまして。問題ないということでお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、075-5の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方をお願い致します。 ございますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。　申請番号075-5

	の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第4号農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について。今月は1件、上程されております。事務局の方で、読み上げの方をお願いいたします。
事務局	はい。申請番号ですが、072-1。土地の所在が、和田××-×。登記地目が畑。判定地目が山林原野。面積が610㎡。同じく、和田××。登記地目が畑。判定地目が山林原野。面積が37㎡。申請人は☆☆☆☆さんです。申請の理由ですが、20年以上前から、耕作を行われてない状況になっております。また、申請地への進入もですね。大型の農機具等の進入が不可能な為、耕作が難しい状況となっておいります。以上、1件です。
議　長	はい。ありがとうございました。事務局の方で、読み上げをしていただきました。申請番号072-1の件に関して、椿委員さん。現地での調査の方の説明をお願い致します。
7　番	はい。申請番号072-1。☆☆☆☆さんからの、農地の除外申請についてでございます。先ほどの、3条の073-10の申請地の近くにあります。14ページを見てください。先ほどの、3条の申請地より下高い位置にありまして、推進委員の東さんと現地確認に行きました。2筆とも、ビッシリと笹がはみ出しておりまして、現地に行くのも困難な状態でございます。大きな木は、ありませんけども。いつかの竹が生えた状態で放置されていまして、☆☆☆☆さんには面談出来ませんでしたけども。近所の人に聞きました所、お爺さんの代からもう管理されてない状態だったそうでございます。耕作的含め、20年以上耕作放棄された状態、復旧が困難な農地と思われます。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。東推進委員さん。付け加えたりする事はございますでしょうか？
推8番	付け加える事はありません。ご審議の方よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど、072-1に関して説明していただきましたけど。ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 ございませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号072－1の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、報告の第1号農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。これは、説明はしません。目を通していただきまして、質問がございましたら挙手をして質問の方をお願いいたします。

	～ご覧中～
２　番	事務局、すみません。これ、34 のはどがに意味みりゃいいです？
事務局	はい。これはですね、一番上のこれなんとお読みするのか分からないんですけど。＊＊さん？今回、あの、そうですね。亡くなられたのは一番下、@@さんになるんですけれども。この、＊＊さんと￥￥さんっていう。おそらく、これ先代の方。亡くなられた方の届も、全部一度、＊＊さんで出していただいとったんですが。この＊＊さんが亡くなられたっていう事で、それで今回ちょっと、古い方も出てこられとると。はい。
２　番	分かりました。
	～ご覧中～
議　長	質問がないようでしたら、報告ですので。次、報告の第 2 号の方に入っていきたいと思います。 報告の第 2 号畑地化促進事業実施予定農地の確認について。資料が。説明の方お願いいたします。
事務局	はい。資料の方ですね。農業委員の方には、送付させていただいております。毎年ですね、経営所得安定事業の関係で、田んぼ、畑地化する場所の確認を農業委員会の方に求められております。この度ですね。挙げさせておりまして、資料の方、農業委員さんには送付させていただいたんですが。一つ、＆＆＆＆さんの内容があったかと思うんですけれども、こちらについてはですね。申請があったんですが、ちょっと、耕作を実際にされる作業される方が、体調不良等もあったりされてですね。取り下げの方をされるという事でした。それ以外の申請者の方々ですね。一応、事務局の方で、場所は確認をさせていただいておりまして。特に、周辺の農地とかの影響があったりですね。水利の関係等で問題があったり、地域の方で、ここ畑地化することになる問題があるというような状況ではないかな、というふうに現地の方確認させていただきましたので。一応、報告させていただきまして。特に、ご意見等がなければ、あの、今度再生協議会さんの方に農業委員会からは、特に畑地化について問題はありません。という形で、回答をさせていただければというふうに思っております。以上です。
議　長	これは、写真とか内容をちょっと確認していただきまして、問題があるようなら、意見をお伺いしたいと思いますけど。
	～ご覧中～
議　長	＆＆＆＆＆が取り下げ？
事務局	取り下げられました。ちょっと、申請があったんですけど。資料送付した後で、取り下げがあったので。

	～ご覧中～
議　長	どうでしょうか？これで問題ないがないようですか？　これで問題ないと思われればちょっと挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。皆さん、問題ないということで、問題ありませんという説明をお願いします。 議題の方は、以上で終わりますけど。 4 番のその他。 （その他） （1）事務連絡 （2）その他 次回の総会は、７月 22 日（火）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印